

船舶事故調査報告書

平成23年5月26日
 運輸安全委員会（海事専門部会）議決
 委員 横山 鐵 男（部会長）
 委員 山本 哲 也
 委員 石川 敏 行
 委員 根本 美 奈

| | |
|---|---|
| 事故種類 | 衝突 |
| 発生日時 | 平成22年12月1日 07時00分ごろ |
| 発生場所 | 香川県丸亀市丸亀港沖 丸亀港昭和町防波堤灯台から真方位301° 1.1海里付近 (概位 北緯34° 18.8′ 東経133° 44.9′) |
| 事故調査の経過 | 平成22年12月16日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。 |
| 事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等 | A ケミカルタンカー 第貳拾五 ^{ふじ} 富士丸、499トン 107689、大豊運輸株式会社 63.00m×9.30m×4.70m、鋼 ディーゼル機関、1,029kW、昭和44年10月25日 B 漁船 ^{かつ} 勝丸、2.68トン KA3-19771（漁船登録番号）、個人所有 9.00m (Lr) × 2.10m × 0.65m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数50、昭和51年10月28日 |
| 乗組員等に関する情報 | A 船長A 男性 68歳 四級海技士（航海） 免許年月日 平成7年3月9日 免状交付年月日 平成22年2月16日 免状有効期間満了日 平成27年3月8日 B 船長B 男性 66歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和50年12月22日 免許証交付日 平成17年7月27日 (平成22年9月17日まで有効) |
| 死傷者等 | 負傷 2人（船長B及び甲板員B） |
| 損傷 | A なし B 左舷中央部外板に亀裂 |
| 事故の経過 | A船は、船長Aほか3人が乗り組み、船長Aが単独で船橋当直につき、日出前であったが、既に周囲が明るくなっていたので、航海灯を点灯せず、丸亀港口の堀下げ済水路を針路約332°（真方位、以下同じ。）及び対地速力約9.5ノットで手動操舵により航行し、堀下げ済水路を出たところで針路約250°に変針して備讃瀬戸南航路（以下「南航路」という。）の南側航路外を西進した。 |

| | | |
|---------------|--|---|
| | <p>船長Aは、備讃瀬戸南航路第6号灯浮標付近で右転して南航路を横断することになっていたので、右舷前方の南航路を東行する船舶の動静に注意を払い、また、左舷前方約100mにA船よりも速力が遅い同航船がいたので、追い越しになるかどうかを気に掛けていたことから、船首方向のB船に気付かずに西進した。</p> <p>A船は、同じ針路及び速力で航行中、平成22年12月1日07時00分ごろ、丸亀港沖においてB船と衝突した。</p> <p>船長Aは、B船と衝突したことに気付かずに航行を続けていたところ、B船の僚船から衝突したことを聞いて丸亀港に引き返し、海上保安部に通報した。</p> <p>B船は、船長Bほか1人が乗り組み、丸亀港沖の漁場でまで突漁を繰り返し操業した。</p> <p>B船は、周囲が明るくなってきたので操業灯を消灯し、機関を中立運転として停留状態で船首を西方に向け、まで突漁具を海底に下ろして自動で上下させながら操業し、船長Bが船尾甲板で後方を向き、他の1人が船尾甲板で船首方を向いてそれぞれ漁獲したまで貝の殻をむく作業を行った。</p> <p>船長Bは、後方約900mにA船を初めて視認し、その後、A船の前後部マストが重なった態勢で後方約400mに接近したので危険を感じ、A船に対し、棒を振ったり、大声を出したりして注意を喚起したが、B船の左舷中央部とA船とが衝突した。</p> | |
| <p>気象・海象</p> | <p>気象：天気 晴れ、風向 南南東、風速 1.3m/s、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の末期 丸亀港付近における日出時刻：06時52分ごろ</p> | |
| <p>その他の事項</p> | <p>B船のまで突漁は、水深約10mのところ船首からロープにつないだ重りを海底に落とし、潮流を利用してロープの長さを調整することにより、B船を約20分間で約100m移動させ、先端に約40本の鉆<small>もり</small>がついた漁具を両舷からロープで吊り下げて海底に降ろし、漁具を上下させながらまで貝を突いて採る漁法である。</p> <p>B船は、形象物を掲げていなかった。</p> | |
| <p>分析</p> | <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p> | <p>あり なし なし</p> <p>A船は、丸亀港沖を西進中、船長Aが、南航路を東行する船舶と左舷前方の同航船の動静に意識を集中し、適切な見張りを行っていなかったことから、B船に気付かずに航行し、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、丸亀港沖において停留状態でまで突漁を操業中、船長Bが、後方から接近するA船に対し、棒を振ったり、大声を出したりして注意を喚起したものの、A船と衝突したものと考えられる。</p> |
| <p>原因</p> | <p>本事故は、丸亀港沖において、A船が西進中、B船が停留状態でまで突漁を操業中、A船が適切な見張りを行っていなかったため、B船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p> | |